

町の補助制度を活用して空き家を解消しませんか？

# 「空き家・空き地バンク」 「空き家対策事業補助金」



空き家・空き地を  
**売却**または**賃貸**したい方



空き家・空き地バンクに物件  
情報を登録してみませんか？



補助制度も活用できます！

- 「空き家**整備**事業補助金」  
(上限20万円)
- 「空き家**改修**事業補助金」  
(上限50万円)

空き家・空き地バンク登録物件を購入、  
賃貸した方も補助制度を活用できます。

- ・ 契約日から2年以内の申請に限る
- ・ 前所有者が事業を実施した場合は  
対象外（住宅1軒につき1回限り）

\* 空き家改修事業補助金は、空き家バ  
ンクに登録しなくても、売買契約書が  
あれば対象となりました。

空き家を  
**解体**したい方



「空き家**解体**事業補助金」  
を活用してみませんか？  
(上限50万円)

条件があります！

- 空き家解体後の跡地を提供するた  
めに、事前に**空き地バンク**へ登録をす  
ること。  
\* 解体後に住宅を建築する予定がある場合は、  
別の補助金として「新築助成金制度」があり  
ますので、ご相談ください。
- 裏面の**補助条件**に該当すること。

## 【お問い合わせ】

佐久穂町役場

総合政策課 政策推進係

TEL：0267-86-2553

Email：[seisaku@town.sakuho.nagano.jp](mailto:seisaku@town.sakuho.nagano.jp)

佐久穂町 空き家

検索

# 1 空き家・空き地バンク制度について

## 空き家・空き地バンクとは

空き家の売買、賃貸等を希望する所有者から物件の提供を受け、佐久穂町での暮らしを考えている希望者に町が情報を紹介する制度です。

売買や賃貸等の取引の信頼性や安全性を確保するため、交渉・契約に関する媒介業務は、町と提携を結んだ不動産業者が行います。

## 佐久穂町空き家・空き地バンク



\* 詳細は町ホームページをご確認ください。

町は、売買・賃貸の仲介を行っていません。  
仲介は、町と媒介について業務提携を結んでいる不動産協会へ依頼します。

## 2 空き家対策事業補助金について

事業	事業内容	補助率	補助金額（上限）
空き家整備事業	空き家の家財道具処分や、屋内・屋外の清掃等に要する経費について補助	1/2	20万円
空き家改修事業	空き家の改修（水回り、内装、屋根、外壁、下水接続等）に要する経費について補助	1/2	50万円
空き家解体事業	年間を通じて居住がされていない空き家の解体に要する経費について補助	1/2	50万円

\* 町の予算の範囲内となりますので、ご確認ください。

### 補助条件

- ・住宅1軒につき各事業1回のみ申請可能
- ・工事等施工者が町内事業者であること
- ・国、県、町から他の補助金を受けていないこと
- ・補助金交付決定前に着工していないこと
- ・年度内に事業が完了すること
- ・町税の滞納がないこと
- ・不動産業を営む者でないこと
- ・暴力団員でないこと 等

### 補助金返還要件

- ・整備事業、改修事業については、5年以内に住宅を取り壊したとき
- ・解体事業については、5年以内に住宅が建築されなかったとき（空き家・空き地バンクに3年以上登録していた空き地は、その限りではない）
- ・虚偽の申請、違反があったとき 等

\* 詳細は「佐久穂町空き家対策事業補助金交付要綱」をご確認いただくか、担当係までお問い合わせください。